審査基準(公表用)

様式第3号

					番目	[基华(公衣用 <i>)</i>)					様式第3号
		<u>所管課 港湾課</u>										
法令名		公有水面	埋立法				7	去令番号	大正10:	年法律第57	号	
手続名		免許失効	の場合の	の原状回復義務の第	陰		ħ	艮拠条項	第35条	第1項但書		
	公有水面の埋立の免許を受けていた者から「免許失効の場合の原状回復義務の免除」の申請があった場合に審査する。										る。	
	無免許埋立に至った事由、無免許埋立による損害又は影響の程度、その他関係する原因を勘案し判断する。											
審												
查												
基												
準												
受付	│ │ 港湾課		処理		交付	港湾課	標準	 隼処理期間		30日	目次	港湾(公有水
機関		務所)	機関	港湾課	機関	(土木事務所)		標準経日	由期間	10日		面) - 09
						1					l .	